

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年5月23日（月）午後2時00分から午後4時00分まで
場 所 徳島地方裁判所会議室（2階）

参加者等

司会者 田 村 眞（徳島地方裁判所長）
裁判官 荒 井 智 也（徳島地方裁判所刑事部判事）
検察官 小 林 靖 正（徳島地方検察庁検事）
弁護士 坂 田 知 範（徳島弁護士会所属弁護士）
裁判員経験者1番 50代 女性（以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番 50代 女性（以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番 60代 男性（以下「3番」と略記）
裁判員経験者4番 40代 男性（以下「4番」と略記）
裁判員経験者5番 70代 女性（以下「5番」と略記）
裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）
裁判員経験者7番 60代 男性（以下「7番」と略記）

（司法記者クラブ記者 7名）

議 事

司会者

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日、司会を務めます徳島地方裁判所長の田村です。よろしく申し上げます。

裁判員制度は、施行から丸7年を迎えました。本日は、裁判員経験者の皆様から率直な御意見を伺い、今後の裁判員裁判の運用改善に役立てていきたいと考えております。是非、率直な御意見を述べていただきたいと思います。

それでは、本日御参加の裁判官、検察官、弁護人の方々から、自己紹介をして

いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

坂田弁護士

徳島弁護士会所属の弁護士の坂田でございます。私は、今までに2件の裁判員裁判を担当させていただきました。本日は貴重な御意見をいただき、今後の弁護活動に活かしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

小林検察官

徳島地方検察庁検事の小林でございます。私は検察官となりちょうど7年となります。徳島では4件の裁判員裁判を担当しました。本日は皆様からいろいろな御意見をいただき、今後の裁判員裁判に活かし、今後も分かりやすい主張ができるよう、改善していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

荒井裁判官

徳島地方裁判所刑事部裁判官の荒井でございます。本日御参加の7名の裁判員経験者の皆さんとは御一緒に裁判員裁判を担当させていただきました。裁判員を経験されて一定期間経ったこの段階で、当時の思い出やお感じになっていることなど、改めて思い起こして、裁判員裁判について御感想、御意見をお聞かせください。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

私は、裁判官になり早や33年が経ちました。既に裁判官としては、ベテランの域に達しています。そのうち約20年は、刑事裁判を担当しています。裁判員裁判については、7年前の施行当時から昨年1月に徳島に着任するまで、裁判長として関わってきています。

それでは、裁判員裁判を経験された皆様から、自己紹介を兼ねて、担当した事件や全般的な感想について、お話していただきたいと思います。

1番

私は、殺人未遂、傷害事件を担当しました。70代の男性被告人は、病気で入院していたのですが、奥さんが冷たく、息子もそっけない態度に腹が立ち、自宅

に戻って、妻の首を切りつけ、それを止めようとした息子も切りつけてけがを負わせたという事件です。

私は、以前にも裁判員裁判の呼出通知が来たことがありますが、子供のことなど家庭の事情で断りました。それからしばらくして、また通知が来たものですから、今度はさすがに行かないといけないと思い、参加することにしました。選ばれるとは思っていなかったのに、私が裁判員に選ばれたので、どういうことをするんだらうと、裁判が始まるまでドキドキしながら待っていました。ただ、私の担当した事件では、人が死ぬまでにはなっていなかったもので、少しホッとした気持ちになりました。評議では、いろんな意見が出て、話し合いをまとめていくのは難しいと感じましたが、裁判長が丁寧に対応していただいたので、とても助かりました。

司会者

裁判員を経験して、良かったと思われましたか。

1 番

最初に通知が来たときは、どうしようと思いましたが、被害者、加害者の気持ちに触れて、どういうところを基準に考えればよいかという貴重な経験をするのができ、やって良かったと思いました。

2 番

1 番の方と同じ事件を担当しました。私は、被害者に同情する気持ちが強かったです。被告人は、妻を殺して自分も自殺するという気持ちだったようですが、今まで尽くしてきた妻を裏切り、殺人をしようとしたということが頭から離れませんでした。

裁判員になったことは、非日常的なことを経験でき、良かったと思います。でも、少しくたびれました。

3 番

私は、放火の事件を担当しました。私は当初通知が来たとき、辞退するつもり

でいました。それを上司に相談したところ、辞退せず是非行ってこいと言われ、裁判員を経験させていただきました。ただ、どのような事件か不安でしたが、事件の内容を見て、私でも務まるかなと思いました。

検察官、弁護人がしっかり準備していただき、丁寧に説明していただいたので、有意義な4日間を過ごすことができました。参加できて良かったと思います。

4番

3番の方と同じ事件を担当しました。私の職場では、私が二人目の裁判員です。最初の方も裁判員になって良かったと言っていましたし、私も良い経験ができたと思っています。放火だけの事件で、被告人の刑の重さも決めやすかったのも、良かったと思っています。人の被害があれば、決めにくかったのではないかと思います。

5番

3番、4番の方と同じ事件を担当しました。裁判所から通知が来たとき、息子の妻から何か悪いことをしたのかと疑われてしまいました。裁判員になることは、79歳という高齢でもあったため、息子の妻は大反対でしたが、社会勉強のため、裁判員をさせていただくことにしました。家族が被告人に対し、情のある接し方をしていれば起こらなかった事件ではないかと思いましたが、このような経験ができて良かったと思っています。

6番

私は、放火、殺人、殺人未遂の事件を担当しました。被告人はうつ状態で精神状態が悪く、ストレスがたまっていたので、家族を巻き込んだということでしたが、私にはその気持ちは分かりませんでした。弁護人はよく弁護をしたと思いますが、検察官はきつい言い方をするなあと思いました。質問の仕方が責め立てるような感じの質問をしていました。私も皆さんと同じように裁判員になって良かったと思っています。

7番

私は、6番の方と同じ事件を担当しました。退職して家庭に入り、一日中家族と過ごすようになって、トラブルになったという事件だったと思いますが、身につまされる事件で、他人ごとではないと思いました。私はそうであったとしても、ここまでの事件を起こすようなことは、私にはできないなと思いました。証人や身内の方、息子さんは弁護したいという気持ちもあったのですが、息子さんは罪をしっかりと償ってほしいという発言をされていて、そういう気持ちもあるんだなと思いました。

私も裁判員になって、良い経験になったと思っています。私の会社では、私が初めて選ばれて、それがきっかけで、裁判員に選ばれた場合、休暇を取らずに出頭できる制度が創設されましたので、会社にとっても、良い機会だったのではないかと思います。

司会者

では、ここで荒井裁判官より、各事件の概要を説明してもらいます。

荒井裁判官

まず1番及び2番の方が担当した事件は、殺人未遂、傷害事件です。無理心中をしようとした事件ですが、犯行の態様、被告人が妻に刃物で切り付けた回数、長男に対する傷害が意図的なものであったかがポイントとなりました。次に3番、4番、5番の方が担当した事件は、現住建造物等放火事件で、被告人が犯行に至った動機、次男との確執から家を出て車で生活するようになっていた経緯が同情すべきものとなるか、量刑の重さをどのようにするのかというところがポイントとなりました。最後に6番、7番の方が担当した事件は、現住建造物等放火、殺人、殺人未遂事件です。被告人は心神喪失状態にあったということで、無罪を主張していました。犯行当時の精神状態をどう捉えるかということがポイントであり、さらに、自宅の階段に火をつけた際に、家族を殺そうとしたのか、殺すつもりがあったのかが争点です。これも家族を殺して自分も死のうとした無理心中の事件です。

司会者

冒頭陳述とは、証拠調べの最初に行われた、証拠によって証明しようとする事実を述べたものです。検察官や弁護人の冒頭陳述は、よく理解することができましたか。

3番

放火は普通ならガソリンを使うのに、この事件は独特な発煙筒を利用したものであったことを、検察官は分かりやすく説明してくれたと思います。

4番

あまり覚えていません。

5番

検察官が若い女性で、はきはきと話していたことは覚えています。

6番

弁護人は無罪にしようとしていましたが、検察官は厳しく追及していたと思います。ただ、内容は分かりやすかったです。

7番

6番の方と同じです。

1番

検察官は、図面を使うなどしてとても分かりやすかったのですが、弁護人は、何かつじつまを合わせようとして、何を言っているのか理解に苦しむような内容でした。

2番

特に検察官の説明がよく分かりました。図に色分けをするなどして、工夫されていたと思います。しかし、弁護人は文字を淡々と読むばかりで、やる気があるのかなと思いました。

司会者

今の御意見を踏まえて、弁護人、検察官の方から何かありますか。

坂田弁護士

貴重な御意見ありがとうございました。弁護士にとって冒頭陳述をどういう形で行ったらよいのかは悩みどころです。検察官と同じようにすると、検察官が二人になってしまいます。どの切り口からすれば一番良いのかと、冒頭陳述の際には、手探り状態のときもままあります。図面等がなく文章を読むだけだから分かりにくいのか、それともそもそも文章の内容が分からないのか、御教示いただければと思います。

1 番

弁護人は、文章を読み上げていましたが、文章がだらだらして何を焦点にしたのかよく分かりませんでした。

小林検察官

御意見ありがとうございました。どのように説明すればよいか、冒頭陳述では、どこまで盛り込めばよいかということを毎回考えて検討しています。特に最初からお知らせした方が分かりやすいのかどうかなども検討しています。その辺りを踏まえていかがでしたか。

7 番

最初からすべて説明されても頭の中が整理できないので、今の状態でよいと思います。

4 番

資料がないと概要がわからないので、図示していただくなどは分かりやすいと思います。

2 番

私が担当した事件では、非常に分かりやすかったので、特に意見はありません。

司会者

続いて証拠調べの話をお聞きしたいと思います。法廷での証人や被告人に対する質問や答えは、よく分かりましたか。

7 番

私の事件では、証人に精神科医の方が選ばれていましたが、専門用語がたくさん出てきて、よく理解できなかつたです。被告人の動機や精神状態がどうなのか難しい問題で、よく分かりませんでした。

1 番

被告人の話は、感情的な部分が多かつたです。弁護人の質問に対する答えは、大げさに話しているなどと思われることが多く、もう少し工夫してもらえればと思いました。事件に関係のない話をしていましたので、弁護の仕方をもっと考えてもらいたいと思います。

2 番

私は、分かりやすく、よく理解できました。

3 番

被告人に対し、弁護人が問い詰めていくような質問の仕方だったので、被告人に同情してしまいました。まるで取り調べをしているような感じがしました。被告人の立場も考慮してあげればと思いました。

4 番

弁護人の言い方はきつかつたと思います。被告人の子供は、被告人に対する憎しみばかりでしたが、近隣住民は厳しい見方をしていないことが分かりました。

7 番

分かりにくいところは、裁判官が再度確認してくれるなどリードしてくれたおかげで、よく分かりました。また、裁判官が私の聞きたい内容を補充質問してくれたりしたので、助かりました。

6 番

精神科医の話は、非常に分かりにくかつたです。専門家の話は、素人でも分かるように説明していただけるとありがたいです。

司会者

6番さんと7番さんの事件では、供述調書という、人の話したことをまとめた書面が読み上げられたと思います。分かりやすかったですか。

7番

最初に供述調書が読み上げられましたが、背景等も分からないので、理解しづらかったです。その後、証人尋問があつて、ああそういうことかと思いましたが、順番を逆にさせていただいたら、分かりやすかったと思います。

6番

被告人の次男の供述は、検察官が調書を棒読みしたので、その部分は分かりにくかったです。

7番

私も同じです。可能であれば、次男の話を直接法廷で聞きたかったです。

坂田弁護士

今から思えば、こういうことを質問してほしかった、あるいは質問したかったということはなかったですか。

1番

被告人の奥さんに被告人から謝罪文を送ったとのことでしたが、本当にしたのか聞きたかったです。

2番

特にありません。

3番

特にありません。

4番

特にありません。

5番

可能であれば、次男の妻の話も直接聞きたかったです。

6番

ありましたが、もう忘れまして。

7番

被告人に質問したいことがありましたが、裁判長が聞いてくれたので問題ありませんでした。

小林検察官

供述調書の読み上げで、分かりにくかったというところを教えてください。

6番

ただ棒読みしていたという印象しかありませんでした。

7番

単調なしゃべり方だったので分かりにくかったです。証人尋問が終わった後で読み上げてもらえれば、もっと理解しやすかったと思います。

司会者

時間が少なくなってきましたので、最後に評議の件についてお尋ねしたいと思います。評議は、話しやすい雰囲気だったでしょうか。

1番

裁判長がかみくだいて説明してくれたので、分かりやすかったです。特に昼食を取りながら皆さんと話したため、非常にリラックスできて、また意見もお互い言いやすい雰囲気になったと思います。

2番

私も1番の方と同じで、話しやすい雰囲気だったと思います。

3番

私も1番の方と同様に、一緒に弁当を食べながら話したのが一番リラックスして良かったと思います。

4番

話しやすい雰囲気で、良かったと思います。

5番

分かりにくいところを裁判長が丁寧に説明してくれて、気を遣ってくれましたので良かったと思います。

6 番

評議は十分できたと思います。裁判長がリーダーシップを取って、うまくまとめてくれたと思います。

7 番

私は仕事でも話をまとめるのが苦手でしたが、裁判長がリードしてくれたおかげで、とてもリラックスして率直な意見も述べられたと思います。

司会者

裁判長がリードしたとのことですが、結論を誘導して決めたということはないですか。

3 番

それはなかったですね。二度、三度と考えさせてくれて、十分意見を聞いてくれました。

4 番

話がそれてしまったときは、元に戻すようにリードしてくれたことはありましたが、結論を誘導するようなことは全くありませんでした。

5 番

順調に話が進んだと思います。

6 番

誘導はありませんでした。

7 番

(うなずく)

1 番

(うなずく)

2 番

誘導はありませんでしたが、刑の幅を知らなかったのも、最初に教えてもらいたかったと思います。

荒井裁判官

刑の幅については、最初にお話はさせてもらったと思いますが、どちらにせよ説明が十分伝わらなかったとすれば、大変申し訳ありません。今後参考にさせていただきたいと思います。

司会者

最後に検察官，弁護士，裁判官から一言お願いいたします。

坂田弁護士

貴重な御意見をいただき，大変ありがとうございました。内容を理解してもらえよう今後も研さんを図っていきたいと思います。ありがとうございました。

小林検察官

皆様から率直な意見を出していただき，ありがとうございました。主張が分かりやすかったという実感を持っていただきありがたく思いますが，今後も更に分かりやすくするよう心掛けていきたいと思います。ありがとうございました。

荒井裁判官

裁判員経験者の方々から改めてお話しを伺うことができ良かったと思います。皆様の率直な意見を参考にして，今後も分かりやすい裁判ができるよう心掛けたいと思います。

司会者

裁判員の皆様，率直な御意見をいただきありがとうございました。読まれた方もいらっしまったと思いますが，一昨日の新聞に裁判員候補者の辞退者が増え続けているという記事が掲載されていました。私どももこれには危機感を持っており，今後も広く広報活動などを通じて，国民の皆様にご理解いただけるようやっ

ていかなければならないと思っています。本日、参加された皆さんからは、参加して良かったという積極的な御意見をいただきました。是非とも、そのような御意見、御感想を周囲の方々に伝えていただきたいと思います。それにより、周囲の方々の参加することへの不安や心配が取り除かれるのではないかと考えています。今後とも、裁判員裁判への御協力をよろしくお願いします。

さて、最後になりましたが、傍聴していただいた記者の皆さんから御質問をお願いしたいと思います。まず幹事社のNHKから代表質問をお願いします。

NHK（代表質問）

幹事社であるNHKから御質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、裁判員を経験して良かった点、苦勞した点、悩んだ点をお話してください。

1 番

良かった点は、いろいろな意見を聞くことができたことです。苦勞した点は、被告人や被害者の家庭環境や被告人に同情する気持ちと罪を問わなければならない気持ちとの狭間で、意見をまとめていくことです。ただ、裁判官が一番苦勞されたのではないのでしょうか。

2 番

裁判員を経験できて良かったと思っています。ランダムに選ばれた私ですが、被告人や被害者の気持ちを自分に重ね合わせてしまい、被告人に肩入れしてしまう気持ちと、被害者の心情を思う気持ちとで、重たい気持ちになりました。

3 番

当初は辞退するつもりでしたが、結果的に裁判員を経験させてもらい、良かったと思っています。裁判の内容がそれほど難しい事件ではなかったのも、苦勞したということはなかったです。

4 番

裁判員は、やりたいと言えば誰でもできるわけではなく、人生に一度は経験したいと思っていたので、それが叶ったことは良かったです。特に苦勞はありません。

んでしたが、被告人と被害者の気持ちの狭間で悩んだ部分はありました。

5 番

元々、裁判に関心はなかったのですが、人生で一番良い経験をさせていただいたと思っています。

6 番

検察官、弁護人の苦勞がよく分かりました。あえて言えば、裁判所に駐車場があれば良かったと思います。

司会者

大変申し訳ありません。現在新庁舎を建設中であり、もうしばらく御迷惑をおかけすることになりますが、御理解ください。

6 番

分かりました。

7 番

私も裁判員を経験して、本当に良かったと思います。裁判員裁判が始まる前、もう何年も前のことですが、裁判所の方が私の職場に来て、DVDを見せていただいた記憶があります。しかし、私が裁判員に選ばれるとは全く思ってもいませんでした。ただ、被告人と被害者の思いに、感情的に入ってしまうところが苦勞しました。

NHK

裁判員への選任から判決までの期間の長さについてはどう思いますか。

7 番

長さはちょうど良かったと思います。ただ、これ以上長くなると出席できなくなる方もいるのではないのでしょうか。私は、会社が休める制度を創設してくれたので、問題なく出席できましたが・・・。

NHK

特別休暇のような制度を設けられたということですか。

7 番

いえ、休みということではなく、裁判員裁判に出席しても出勤扱いにしてもらえるという制度を創設してくれました。

1 番

私は主婦なので、仕事は関係ないのですが、家庭の用事はできなくなるので、そこには苦勞します。しかし、人の罪を決めるのに4日くらいの日数は必要だと思います。

NHK

では最後に、裁判員裁判を取材、報道するマスコミの姿勢をどう感じましたか。

6 番

特にありません。

NHK

では、代表質問を終わりますが、引き続き個別質問をNHKからさせていただきます。裁判員裁判に参加するため、職場で、どのような制度、例えば有給休暇のようなものがあればよいと思いますか。

4 番

私は、会社で定められた休みを利用して裁判員に参加しましたので、職場で有給休暇のような制度があればよいと思います。

5 番

私は、自由に時間を使えるので、特に困らなかったです。

徳島新聞

では、私からも個別質問をさせていただきます。6、7番の方から専門家、精神科医の話が分かりにくかったという発言がありましたが、どういうやり方をすればよかったと思いますか。

6 番

全くの素人ですので、証人尋問の前に少しでも基本的な話を教えてもらえれば、

もう少し分かりやすかったと思います。

司会者

以上で意見交換会を終了したいと思います。7人の裁判員経験者の皆様には、本日は、大変お忙しい中、わざわざ裁判所にお越しいただき、率直な御意見を述べていただき、ありがとうございました。今後の裁判員裁判の運営に活かしていきたいと考えています。

以 上